

平成 27 年度青森県子育て支援員研修実施要項

1 目的

子ども・子育て支援新制度において、新たに給付又は事業として実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護について、これらの支援の担い手となる子育て支援員としての必要な知識や技能等を修得し、子育て支援員としての資質の確保を図るための研修を実施することを目的とする。

2 実施主体

青森県

3 実施内容

当該要領のほか、平成 27 年 5 月 21 日付雇児発 0521 第 18 号「子育て支援員研修事業の実施について」の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」（以下「国要綱」という。）に定める内容に則して実施する。

なお、本県が今年度実施する研修コースは、地域保育コース（地域型保育、一時預かり事業）とする。

4 日程

基本研修		平成 28 年 2 月 3 日（水）、4 日（木）
専門研修	共通科目	平成 28 年 2 月 8 日（月）、9 日（火）、10 日（水）
	選択科目	調整中（2 月下旬～3 月実施）

注 専門研修の共通科目は地域型保育、一時預かり事業共通。
選択科目の日程は後日示す。

5 会場

青森中央短期大学（〒030-0132 青森市大字横内字神田 12 番 1）

基本研修 2 号館 3 階 231 講義室

専門研修①共通科目 2 号館 3 階アクティブラーニング室

②選択科目 調整中

6 受講定員

地域型保育 150 名程度

一時預かり事業 50 名程度

定員を上回る場合は調整を行う場合がある。

7 参加資格

育児経験や職業経験など多様な経験を有し、地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、次の各事業等の職務に従事することを希望する者及び現に従事する者。

(国要綱4より今回実施する研修に係る事業を抜粋)

- (1) 家庭的保育事業（児童福祉法第6条の3第9項）の家庭的保育補助者
- (2) 小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項）B型の保育士以外の保育従事者
- (3) 小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項）C型の家庭的保育補助者
- (4) 事業所内保育事業（児童福祉法第6条の3第12項）（利用定員19人以下）の保育士以外の保育従事者
- (5) ～ (7) 略
- (8) 一時預かり事業（児童福祉法第6条の3第7項）の保育士以外の保育従事者
- (9) ～ (10) 略

なお、以下に掲げる者については、基本研修を免除する。

- ① 保育士
- ② 社会福祉士
- ③ その他国家資格（幼稚園教諭、看護師等）を有し、かつ日々子どもと関わる業務に携わるなど、実務経験により、基本研修で学ぶべき知識等が修得されていると県が認める者

8 受講者負担

- (1) 研修受講者には教材代として基本研修500円、専門研修1,000円を徴収する。納入方法については受講決定時に受講者あて通知する。
- (2) 研修期間中の昼食、研修会場までの旅費、駐車場代、宿泊費等の経費は受講者各自で対応すること。

9 受講申込方法及び申込先

受講申込は、別紙「青森県子育て支援員研修受講申込書」により、**平成28年1月25日(月)(必着)までに下記申込先に提出すること。**

ファックスによる申込みも可能であるが、当課から受信した旨は連絡しないので、送信したら下記まで必ず連絡すること。

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号

青森県健康福祉部子どもみらい課 児童施設支援グループ

電話 017-734-9302 (直通)

FAX 017-734-8091

10 受講者決定通知書の送付

受講決定者については、後日、受講決定通知書（受講案内等）を送付する。

11 修了証書等の交付等

(1) 修了証書等の交付

①修了証書の交付

基本研修及び専門研修について、研修の全科目を修了した者（以下「研修修了者」という。）に対して、修了証書を交付する。

②基本研修に係る修了証明書の交付

基本研修修了者から申請があった場合には、子育て支援員研修（基本研修）修了証明書を交付する。

③一部科目修了者の取扱い

研修受講中に、他の都道府県等に転居した場合や病気等やむを得ない理由により研修の一部を欠席し、研修科目の一部のみを履修した者（以下「一部科目修了者」という。）から申請があった場合には、子育て支援員研修一部科目修了証書を交付する。

(2) 修了証書等の効果

(1) ①から③に定める各種証書（以下「修了証書等」という。）は、修了証書等を交付した都道府県等以外の全国の自治体においても効力をもつ。

12 研修修了者名簿等の作成・管理、個人情報の取扱い

(1) 県は、研修修了者、基本研修修了者、一部科目修了者について、修了証書番号、修了年月日、修了コース等、氏名、連絡先等必要事項（以下「必要記載事項」という。）を記載した名簿（以下「研修修了者名簿」という。）を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理する。

(2) 研修修了者名簿の必要記載事項については、子育て支援員研修に関するものみに使用する。また、研修修了書等は全国の自治体においても効力をもつことから、他都道府県から子育て支援員研修修了状況等に関する照会等があった場合には、研修修了者名簿の内容を照会先に提供することがある。

13 研修全般に関する問い合わせ先（会場には問い合わせしないこと）

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号

青森県健康福祉部こどもみらい課 児童施設支援グループ

電話 017-734-9302（直通）

FAX 017-734-8091

14 その他

青森県子育て支援員研修に関することは、青森県庁ホームページからダウンロードすることができる。

ホームページ <http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/kodomo/kosodate-sienin.html>

青森県庁ホームページ>組織でさがす>健康福祉部>こどもみらい課>平成27年度青森県子育て支援員研修の実施

研修内容

基本研修

日 程		開 始	終 了	科 目
2月3日	水	10:00	11:00	子ども・子育て家庭の現状
		11:10	12:10	子ども家庭福祉
		13:10	14:10	子どもの発達
2月4日	木	8:50	9:50	保育の原理
		10:00	11:00	対人援助の価値と倫理
		11:10	12:10	子ども虐待と社会的養護
		13:10	14:10	子どもの障害
		14:20	15:20	総合演習

専門研修 共通科目研修（地域型保育・一時預かり事業共通）

日 程		開 始	終 了	科 目
2月8日	月	9:30	10:30	乳幼児の生活と遊び
		10:40	12:20	保育者の職業倫理と配慮事項
		13:20	14:20	乳幼児の食事と栄養
		14:30	15:30	小児保健Ⅰ
		15:40	16:40	小児保健Ⅱ
2月9日	火	9:30	11:30	心肺蘇生法
		12:30	14:00	特別に配慮を要する子どもへの対応
		14:10	15:40	安全の確保とリスクマネジメント
2月10日	水	9:30	11:00	乳幼児の発達と心理
		11:10	12:10	地域保育の環境整備
		13:10	14:40	グループ討議